

議事の運営について(案)

令和7年10月

産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

保安・消費生活用製品安全分科会二酸化炭素貯留事業等安全小委員会 CCS 事業技術基準検討ワーキンググループの運営については、以下のとおりとする。

1. 会議は、原則として公開する。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後1か月以内に作成し、公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。
5. 会議の状況は、原則としてインターネット上でライブ中継を行う。
6. 会議の開催日程については、事前に経済産業省のホームページで公表する。
7. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
8. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。